

一般社団法人日本臨床皮膚科医会会務施行規則

第1章 総 則

第1条 この規則は、定款施行規則 第8条及び第9条によりこれを設ける。

第2章 部の設置

第2条 この会に、会務を執行するため、次の部を置く。

- (1) 総務部
- (2) 財務部
- (3) 広報部
- (4) 医政・健保部
- (5) 地域医療部
- (6) 学術・教育部
- (7) 国際部

第3条 各部に部長及び副部長各1名を置く。

2 部長及び副部長は、会長の指名した副会長もしくは常任理事がこれを担当する。

第4条 部長は、部務を掌握し、その責に任じ、必要に応じて各部と連絡し、又は常任理事会に諮る。

2 副部長は、部長を補佐し、部長が欠けたとき又は事故あるときは、その職務を代行する。

第3章 分 掌

第5条 総務部は、次の会務を掌る。

- (1) 会員の名簿管理及び会費請求に関する事項
- (2) 各部事務の連絡に関する事項
- (3) 日本医師会、及び日本皮膚科学会等との連絡に関する事項
- (4) 会議及び委員会並びに諸報告、文書に関する事項

- (5) 事務局管理に関する事項
- (6) 他の部の主管に属さない事項
- (7) 勤務医に関する事項

第6条 財務部は、次の会務を掌る。

- (1) 会費の徴収に関する事項
- (2) 予算、決算及び収支に関する事項
- (3) 物品の出納及び保管に関する事項
- (4) 財産の管理に関する事項
- (5) その他財務に関する事項

第7条 広報部は、次の会務を掌る。

- (1) 会誌の発行に関する事項
- (2) ホームページ、メールマガジンに関する事項
- (3) 皮膚の日に関する事項
- (4) その他広報活動に関する事項

第8条 医政・健保部は、次の会務を掌る。

- (1) 診療報酬改定要望書の作成に関する事項
- (2) 診療報酬改定影響率調査に関する事項
- (3) 医療制度に関する事項
- (4) 健保関係諸機関に関する事項

第9条 地域医療部は、次の会務を掌る。

- (1) 在宅医療に関する事項
- (2) 学校保健に関する事項
- (3) 産業医活動に関する事項
- (4) 災害医療に関する事項

第10条 学術・教育部は、次の会務を掌る。

- (1) 臨床学術大会に関する事項
- (2) 専門医の資質向上に関する事項
- (3) 皮膚疾患の啓発に関する事項

第11条 国際部は、次の会務を掌る。

- (1) ILDS 及び IFD に関する事項
- (2) その他、海外で開催される関連学会に関する事項

第4章 事務局

第12条 事務局に事務局長1名及び事務長、事務員若干名を置き、会長がこれを任免する。

2 前項の職員の外、必要に応じ嘱託、及び臨時雇を置くことができる。

第13条 事務局長は、会長、副会長の命を受け、事務を統轄し、職員を指揮監督する。

2 事務所内において、事務長ならびに事務員は、人事の管理、職員勤務状況の監督、窓口電話の応対心得、入退会の受付、会員原簿の補完、事務連絡の施行、郵送物の発送と受理、会合の通知、会議の準備、委任状の作成、議事録の保全、出勤簿・賃金台帳の整備、会費請求と納入の管理、支出の明細と現金出納帳の整理、会計決算および源泉徴収等、本会会務に必要な全ての事務を遅滞なく行う。

第5章 補 則

第14条 この規則の改正は、理事会の議決を要する。